

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）

対 比 表

平成 2 0 年 9 月 2 4 日

国 土 交 通 省 河 川 局

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
<p style="text-align: center;">大和川水系工事実施基本計画</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 1</p> <p>2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項 1 6</p> <p> (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項 1 6</p> <p> (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 1 7</p> <p> (3) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 1 9</p> <p>3. 河川工事の実施に関する事項 1 8</p> <p> (1) 主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項 1 8</p>	<p style="text-align: center;">大和川水系河川整備基本方針（案）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 1</p> <p> (1) 流域及び河川の概要 1</p> <p> (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 9</p> <p> ア 災害の発生の防止又は軽減 1 0</p> <p> イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 1 2</p> <p> ウ 河川環境の整備と保全 1 2</p> <p>2. 河川の整備の基本となるべき事項 1 6</p> <p> (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 1 6</p> <p> (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 1 7</p> <p> (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 1 8</p> <p> (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 1 9</p> <p>(参考図) 大和川水系図 巻末</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
<p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>大和川水系は、その源を笠置竜門山脈に発し、初瀬川溪谷を流れ、佐保川、曾我川、竜田川等を合わせ、さらに、柏原において石川を合わせ、河内平野を貫流し、大阪市、堺市を西流して大阪湾に注ぐ。</p> <p>その流域は、奈良県、大阪府にまたがり、面積は1,070km²に及び、近畿地方における社会・経済・文化の基盤をなし、本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。</p>	<p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>(1) 流域及び河川の概要</p> <p>大和川は、その源を奈良県桜井市の笠置山地（標高475m）に発し、奈良県大和郡山市において佐保川を合わせ、川西町・河合町境において飛鳥川、曾我川を、斑鳩町において竜田川を合わせて亀の瀬狭さく部で奈良盆地から抜け、さらに河内平野に入ってから大阪府柏原市において石川を合わせ、さらに西流して浅香山の狭さく部を通過し大阪湾に注ぐ幹川流路延長68km、流域面積1,070km²の一級河川である。</p> <p>大和川流域は、奈良県、大阪府の両府県にまたがり、21市15町2村からなり、大阪市、堺市、柏原市、奈良市、橿原市などの主要都市を有している。</p> <p>流域の土地利用は、山地が約35%、水田や畑地等の農地が約30%、宅地等が約28%、その他が約7%となっている。</p> <p>流域内の交通としては、JR大和路線・奈良線や近鉄奈良線・大阪線等の鉄道や阪神高速道路の湾岸線・堺線・松原線をはじめ近畿自動車道、阪和自動車道、西名阪自動車道、南阪奈道路、京奈和自動車道、第二阪奈道路、国道24号、国道25号、国道26号、国道168号等の基幹交通施設がある。さらに、河口部左岸</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
	<p>には特定重要港湾である堺泉北港と重要港湾阪南港が位置し、右岸には指定特定重要港湾である大阪港が位置し、いずれも阪神工業地帯の中核港湾のひとつであり、本流域は陸海交通の要衝となっている。</p> <p>産業については、河口域の臨海工業地帯は、阪神工業地帯の拠点として、鉄鋼業など重化学工業が発展している。下流域の堺市では、刃物製造や鍛冶技術を活かした自転車製造、中流部の大和郡山市では、金魚や錦鯉などの養魚業、奈良市では天平時代から続く伝統的な製墨が行われている。</p> <p>流域内には、^{こんごういこまきせん}金剛生駒紀泉国定公園や^{やまとあおがき}大和青垣国定公園、県立矢田自然公園が存在し、豊かな自然環境に恵まれている。また、奈良盆地は約1,300年前に、中国の唐にならい条坊制の都市計画に基づいた藤原京や平城京がつけられるなど、日本の歴史、文化の中心地であった。世界遺産である「^{ほうりゅうじ}法隆寺地域の仏教建造物（法隆寺、^{ほうきじ}法起寺）」、「古都奈良の文化財（^{とうだいじ}東大寺、^{こうふくじ}興福寺、^{かすがたいしゃ}春日大社、^{がんごうじ}春日山原始林、^{やくしじ}元興寺、^{とうしょうだいじ}薬師寺、唐招提寺、平城宮跡）」をはじめ、石舞台地区、高松塚周辺地区、祝戸地区、甘櫨丘地区、キトラ古墳周辺地区の5地区から成る国営飛鳥歴史公園や数多くの寺社仏閣、史跡、名勝が存在し、文化的・歴史的資源に恵まれ、国内だけでなく世界から数多くの観光客を集めている。</p> <p>このようなことから、下流域は、大阪市、堺市を中心とした近畿地方の行政・産業・交通等の主要機能の集積地域であり、中上流域は、文化的・歴史的資源に恵まれ、京阪神大都市圏の近郊地帯として発展がめざましいことから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。</p> <p>流域の地形は、中上流域において、東部は標高600m～800m、北部は標高100</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
	<p>～200m、南部は標高200～700m、西部は標高100m～1,100mの山地に囲まれた奈良盆地がある。奈良盆地には、放射状に広がる多くの支川が流れ込んでいる。奈良盆地西部の溪流区間には日本有数の地すべり地帯である亀の瀬がある。亀の瀬は狭窄部となっており、この上流では本川水位の上昇に伴い、内水被害が発生しやすい状況となっている。亀の瀬地すべり地帯は、大和川における治水、砂防事業の重要箇所となっている。</p> <p>下流域では、河口に向かって沖積平野が広がっている。かつて、大和川は石川合流後、柏原地点から北上し淀川と合流していたが、人工的に付け替えが行われ、大阪平野の高い位置を流れている。河口付近は、阪神工業地帯の一角として埋め立て地が広がっている。</p> <p>河床勾配は、源流から山間地を経て、奈良盆地に至る三輪山の麓までの上流域と、三輪山の麓から亀の瀬地点までの中流域、亀の瀬下流付近から河口までの下流域に分かれ、上流域は約1/50、中流域では約1/200～1/800、下流域では約1/1,100となっている。</p> <p>流域の地質は、領家帯と呼ばれる地質構造区に属する。基盤岩類としては、<small>りょうけかこうがんるい</small>領家花崗岩類、和泉層群、<small>にしょうそうぐん</small>泉南層群、二上層群が分布する。領家花崗岩類は金剛山地、竜門山地、笠置山地、生駒山地などの流域周辺山地の大半に分布する。和泉層群は石川や曾我川上流に、二上層群は主に亀の瀬の南側に分布する。未固結の被覆層としては、大阪層群、段丘堆積物、沖積層が分布する。大阪層群は主に奈良盆地西縁、石川中上流部に、段丘堆積物は西除川・東除川沿川に、沖積層は奈良盆地中央部、石川・西除川中下流域沿川にそれぞれ分布する。</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
	<p>流域の気候は、中上流域は、一日の気温差と一年を通して気温差の大きい内陸性気候に属し、下流域は、降水量が少ない瀬戸内海性気候に属する。流域内の年平均降水量は約1,300mmで、全国平均（約1,700mm）の約8割である。</p> <p>源流から山間地を経て、奈良盆地に至る三輪山の麓までの上流部は、照葉樹林、スギ・ヒノキ植林などで構成される山地部となっている。カワムツ、アカザ、ドジョウ、カワニナ、ゲンジボタルなどの生息、繁殖環境となっており、ツルヨシなどの水際植生がみられる。</p> <p>三輪山の麓から亀の瀬までの中流部は、堰による湛水区間が多く水の流れが穏やかな平地部と溪谷景観のみられる亀の瀬となっている。平地部の河川敷にはセイタカヨシなどの水際植生、亀の瀬ではムクノキ、エノキ、竹林などの河畔林がみられ、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている。オイカワ、ギンブナ、カマツカ、メダカなどが生息・繁殖し、砂州や水面ではシギ・チドリ類、カモ類も多く、ハマシギの集団越冬地となっている。</p> <p>亀の瀬の下流から河口までの下流部は、河内平野を直線的な河道で大阪湾へと流下する平瀬の多い水域であるが、柏原地区をはじめ所々に早瀬～淵の形態もみられ、アユ、カマツカ、ギンブナなどの重要な生息・繁殖環境となっている。河川敷でみられるセイタカヨシ、イネ科の低茎群落などの草本類にエノキやヤナギ類などの中高木が混在した多様な植生帯は、ササゴイ、カワラヒワ、カワセミなどの休息場やギンブナ、モツゴなど稚魚の生息場所として重要な環境となっている。河口付近の感潮域はボラ、メナダなどの汽水・海水魚の生息</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
<p>治水事業の沿革は、昭和6年の亀の瀬地迂りを契機として、昭和8年から中小河川改修事業として、大阪府及び奈良県において、藤井地点における計画高水流量を$1,700\text{m}^3/\text{sec}$として、奈良県安堵村から大阪府美陵町まで堤防の新設、拡築及び河状の整備を実施した。</p> <p>その後、昭和12年から国の直轄事業として、柏原における計画高水流量を$2,000\text{m}^3/\text{sec}$として、奈良県川西村から同県王寺町及び大阪府国分村から海に至るまでの区間について、掘削、築堤、護岸等の工事を実施した。</p> <p>さらに、昭和28年9月洪水にかんがみ、同29年に、柏原における計画高水流量を$2,500\text{m}^3/\text{sec}$と改定した。</p> <p>しかしながら、近年における流域内のめざましい開発による人口、資産の増大及び洪水の流出形態の変化にかんがみ、昭和51年に現計画を決定した。</p>	<p>環境となっており、広大な水面や干潮時に形成される干潟は、ホシハジロ、コアジサシ、ユリカモメ、ウミネコなどのカモ類やカモメ類の重要な休息場、採餌環境となっている。</p> <p>大和川の本格的な治水事業は江戸時代に始まった。大和川は江戸時代まで、大阪平野を北上し、淀川と合流しており、河川の勾配が緩く、洪水が頻発していた。そのため、宝永元年(1704年)に大和川を淀川から切り離し、柏原から西流させて直接大阪湾に入る付替工事が行われ、同年に完成し、現在の大和川の流路となった。</p> <p>明治以降では、明治43年に国が改修を行う第1次治水計画の第2期河川に定められ、大正10年には大正11年より20年以内に改修を行う第2次治水計画に選定されたが、着工に至らなかった。この間、大正6年9月洪水を契機に藤井地点における計画高水流量を$1,670\text{m}^3/\text{sec}$と定めた計画が立案された。当時の河道は河積が狭く、流路が蛇行しており、堤防の整備も不十分であったため、川幅の拡幅により河積の増大を図り、流路を修正し、無堤部に築堤し、また、支川の合流点を下流に移すことにより、浸水や逆流を防ぐこととした。</p> <p>昭和6年11月に発生した亀の瀬地すべりにより大和川が閉塞し、これを契機に、災害復旧工事が昭和7年に着工され、引き続いて昭和8年には大和川応急工事が行われ昭和10年に完成した。しかし、昭和9年以降の洪水による被害が相次ぎ、抜本的な改修の要請が高まった。昭和12年に直轄河川改修工事として計画高水流量を柏原地点$2,000\text{m}^3/\text{sec}$として本格的な改修に着手した。</p> <p>その後、昭和28年洪水にかんがみて、昭和29年に改修計画を策定し、計画</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
	<p>高水量を柏原地点で 2,500m³/sec、王寺地点で 1,900m³/sec に引き上げた。特に曾我川合流点から佐保川合流点における延長 3.2km の流路は湾曲が著しく洪水の疎通が阻害されていたため、抜本的な改修が必要とされ、流路の一部を変更し、捷水路工事を実施した。</p> <p>昭和 25 年 9 月のジェーン台風、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風による高潮での被害を踏まえ、河口部の高潮の影響を加えて、昭和 36 年に、計画が変更された。</p> <p>昭和 40 年の河川法(昭和三十九年七月十日法律第百六十七号)の施行に伴い、昭和 41 年に一級水系に指定されるとともに、計画高水流量柏原地点 2,500m³/sec、王寺地点 1,900m³/sec とする大和川水系工事実施基本計画が策定された。その後、流域の開発による人口及び資産の増大、土地利用の高度化が著しく、治水の安全性を高める必要性が増大したことから、昭和 51 年 3 月に柏原地点における基本高水のピーク流量を 5,200m³/sec、計画高水流量を 5,200m³/sec とする工事実施基本計画に改訂した。その後、昭和 57 年 8 月に、柏原地点で 2,500m³/sec を記録し、戦後最大洪水となった。また、昭和 62 年には、計画を上回る洪水が発生した場合でも破堤による甚大な被害を起こさないことを目的とした高規格堤防整備事業が実施され、昭和 63 年、平成 4 年に事業諸元の追記等の工事実施基本計画の改訂を実施した。</p> <p>近年では、平成 19 年 7 月 17 日に、低気圧の影響で 4 時間最大雨量が約 80mm に達する豪雨によって、藤井地点で計画高水位を超過した。</p> <p>奈良県域では昭和 30 年代後半からの道路、鉄道の整備にあわせて、竜田川、<small>とみお</small>富雄川、佐保川などの流域北部・西部では急激な流域開発が進み、昭和 30 年に</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
<p>また、砂防事業としては、昭和 38 年から国の直轄事業として、亀の瀬地区の地すべり対策事業を実施している。</p> <p>河川の利用については、農業用水としては、17,200ha に及ぶ耕地のかんがい利用され、都市用水としては、堺市等に供給が行われている。</p> <p>なお、奈良盆地は、古来雨量が少ないため、紀の川及び淀川水系等から分水が行われ、農業用水、都市用水に利用されて本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川工事の現状、砂防・治山工事の実施、水害発生状況及び河川の利用の現況（水産資源の保護及び漁業を含む。）並びに河川環境特に大和青垣国立公園区域内における環境の保全を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう近畿圏整備計画等との調整を図</p>	<p>55 万人（藤井地点上流）であった人口が昭和 55 年には 100 万人とほぼ倍増した。河川改修による治水事業だけでは現状の治水安全度の維持や頻発する水害に対処することが困難となったため、昭和 57 年に総合治水対策特定都市河川の指定を受け、国管理の佐保川、県管理の竜田川、富雄川など 7 河川が特定河川に採択されており、河道整備等を行う治水対策に加え、奈良県や流域市町村との連携のもとため池の活用、雨水貯留浸透施設の整備等の流域対策を進めている。</p> <p>また、下流の大阪府域における治水安全度の向上のため、土砂が堆積傾向である河口付近の浚渫を行っている。</p> <p>砂防事業については、地すべり地帯である亀の瀬地区において、昭和 34 年に地すべり防止区域に指定され、昭和 37 年から直轄砂防事業を実施しており、抑止工として深礎工、鋼管杭、抑制工として排水トンネル、集水井等の整備を実施している。</p> <p>河川水の利用については、大和川本川（国管理区間）において上水道用水が奈良県域で 1 カ所、工業用水が大阪府域で 1 カ所となっており、その他は農業用水の利用で全体の 99% を占めている。大和川流域では古来降水量が少なく水源が乏しいため、流域内の水源のみでは用水が不足している。このため、流域内には日本書紀に築造の記録がみられる蛙股池・狭山池をはじめとするため池が多数存在し、農業用水として利用されている。また、戦後には「十津川・紀の川総合開発事業」により、紀の川水系から上水道用水及び農業用水の導水が行われるようになる等、上水道・工業・農業用水とも他水系の水源に依存する</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
<p>り、かつ、土地改修事業及び下水道事業等の関連工事並びに既存の水利施設等の機能の維持を十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、しばしば水害の発生している地域についての対策を重点として、次のように工事を実施するものとする。</p> <p>保全に関しては、上流部では、奈良市、王寺町等の奈良盆地、下流部では大阪市、堺市等の河内平野を洪水から防御するため、築堤、掘削、護岸等を施工して、洪水の安全な流過をはかる。</p> <p>また、河川環境の改善を図るため、高水敷の整備等を行い、内水被害の著しい地域については、内水対策を実施するとともに、河口部については、高潮対策事業を実施する。</p>	<p>割合が大きくなっている。</p> <p>水質については、河口から浅香山までは環境基準D類型、浅香山から桜井市初瀬取入口までは環境基準C類型、それより上流は環境基準A類型に指定されている。</p> <p>大和川流域では、高度経済成長期の地域開発に伴い、昭和40年代前半から急激に悪化し堺市では取水を休止する等、BOD75%値が環境基準値を大きく超過する状態が続いていた。このため、平成6年に「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」を策定し、その後計画を引き継ぐ形で、平成14年からは「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に取り組んでいる。さらに、平成18年には大和川の再生を加速するために「Cプロジェクト計画2006」を策定し、流域全体で水質改善に取り組んでいる。その結果、平成16年には40年ぶりにBOD75%値の本川8地点平均値が環境基準値レベルの水質になるなど、近年水質は改善されてきているものの、BOD値による河川の水質状況では、依然として下位5河川に入っている。</p> <p>河川の利用については、市街地における貴重な自然空間として、堤防や中下流部の高水敷がスポーツ、散策、サイクリングなどに、流水部は釣り、水遊びなどに利用されている。また、住吉大社の神事である「御輿渡御祭」や藤原京の玄関口で大和川船運の終点である日本最初の市として栄えた海石榴市を再現した「大和さくらい万葉まつり」に代表される祭り、「水辺の楽校」等の環境学習など、地域の文化や風土、交流を育む場などとして利用されている。</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
	<p>(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>大和川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、河川等の整備を図る。また、自然豊かな河川環境を保全、継承するとともに、万葉集にも詠まれる大和川と流域の風土、文化、歴史とのつながりを踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と連携を強化しながら、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。</p> <p>このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして河川の総合的な保全と利用を図る。</p> <p>治水・利水・環境にわたる健全な水・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら地域一体となって取り組む。</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
	<p>河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このために、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組むとともに、必要な措置を講じ、河道の著しい浸食や堆積のないような河道の維持に努める。</p> <p>ア 災害の発生の防止又は軽減</p> <p>災害の発生の防止又は軽減に関しては、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより、支川を含めた水系全体としてバランス良く治水安全度を向上させる。そのため、流域の豊かな自然環境や地域の風土・歴史等に配慮しながら、堤防の新設・拡築、河道の掘削、分水路の整備等により、河積を増大させ、護岸等を整備するとともに、亀の瀬狭窄部の流下能力を確保する。その際、河道に流下させる流量を増すことは洪水被害のポテンシャルを増すことから、流域内で洪水を貯留することとし、関係地元、関係機関と調整・協力を得ながら流出抑制を進めるとともに、遊水機能を活用した新たな洪水調節施設を整備する。なお、流域で処理できない流量については河道にて洪水を流下させる。また、堤防の詳細点検結果を踏まえ、堤防の安全性確保のための対策を実施する。</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
	<p>洪水時に流下阻害の一因となっている堰、橋梁等の横断工作物の改築については、関係機関と調整・連携を図りながら適切に実施する。河道掘削等による河積の確保や護岸の整備にあたっては、河床の土砂動態に配慮して洪水の安全な流下、河道の安定・維持を図るため、洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施し、上下流の安全性が均衡を保てるよう、河川整備や適切な維持管理を実施する。併せて、多様な動植物が生息・生育・繁殖する河岸等の良好な河川環境、河川の景観等に配慮する。</p> <p>内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、内水被害の軽減対策を実施する。</p> <p>堤防、洪水調節施設、水門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、河川管理施設の遠隔操作化や河川監視カメラによる河川等の状況把握等の施設管理の高度化、効率化を図る。</p> <p>計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害を軽減できるよう、必要に応じた対策を実施する。特に、下流部では稠密な人口・資産の集積地域において甚大な被害が発生しないように、河道や沿川の状態、はん濫形態等を踏まえ高規格堤防の整備を推進し、必要に応じた対策を実施する。</p> <p>さらに、洪水等のはん濫による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
<p>利用に関しては、奈良盆地、河内平野における農業用水、堺市等における都市用水の需要の増大に対処するため、水資源の広域的かつ合理的な利用の促進を図る。</p>	<p>情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助等のもと、関係機関や地域住民等と連携して推進する。災害に強い地域づくりを実現するため、情報提供手段の多様化、ハザードマップ作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により、平常時からの防災意識の向上を図る。</p> <p>整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗等を踏まえて中上流部の整備の実施および亀の瀬狭さく部の流下能力の向上を図るとともに、中上流域において洪水を貯留することにより中上流部の治水安全度の早期向上を図るなど、本支川及び上下流間バランスを考慮し、段階的な整備方針に基づく水系一貫した河川整備を行う。</p> <p>亀の瀬狭さく部の開削は、地すべり地を開削することとなるため、追加の地すべり対策の後、挙動を監視しつつ開削するなどの対応を行う必要がある。</p> <p>イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。</p> <p>また、渇水時における被害の軽減を図るため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関や水利使用者等と連携して推進する。</p> <p>ウ 河川環境の整備と保全</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
	<p>河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と大和川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、大和川の流れが生み出す良好な河川景観や多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全及び整備し、次世代に引き継ぐよう努める。</p> <p>このため、地域の自然的、社会的状況に適した河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、良好な河川環境の再生に努める。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p> <p>動植物の生息地・生育地・繁殖地の保全については、多様な動植物を育む干潟や瀬・淵、水際植生、河畔林等の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。</p> <p>上流部では、現状の河川環境の保全に努める。中流部では、生物の生息・繁殖環境となっているセイタカヨシなどの水際植生、亀の瀬における河畔林や瀬と淵のある多様な河川環境の保全・再生に努める。</p> <p>下流部では、カモメ類などの休息場、採餌環境となっている干潟、アユなどの生息・繁殖環境である瀬・淵の保全・再生に努める。また、動植物の生息・生育・繁殖環境となっているヤナギ類、セイタカヨシなどの水際植生の保全・再生に努める。</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
	<p>魚類等の移動の支障となっている横断工作物については関係機関と調整し、魚道の設置などの生息環境の連続性の確保に努める。</p> <p>外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。</p> <p>良好な景観の維持・形成については、治水や沿川の土地利用状況等と調和した水辺空間の維持・形成に努めるとともに、亀の瀬の渓谷景観の保全に努める。</p> <p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた大和川の恵みを活かし、周辺環境との連携、自然環境との調和を図りながら、憩いと安らぎの場、環境学習の場などの整備・保全を図る。</p> <p>水質については、関係機関や地域住民と連携し、下水道事業の推進、水を使うライフスタイルの改善、流域住民への水環境改善意識の啓発などによる流入汚濁負荷量の削減対策の推進、瀬・淵等を活用した浄化作用の増進により、環境基準を早期に満足するとともに、多種多様な生物の生息・生育環境や快適な親水活動、良好な景観の確保に努める。</p> <p>河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全について十分配慮するとともに、治水・利水・環境との調和を図りつつ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
	<p>用が適正に行われるように努める。また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。</p> <p>地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理については、大和川が地域の祭り、スポーツレクリエーション、散策など地域住民の憩いの場として利用されていることも踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る。</p>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画					大和川水系河川整備基本方針（案）																								
<p>2. 河川工事の基本となるべき計画に関する事項</p> <p>(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項</p> <p>基本高水は、柏原上流域の対象雨量（2日雨量）を280mmとし、昭和28年9月洪水等の大出水を主要な対象洪水として検討し、特に、流域の著しい開発の状況を考慮し、そのピーク流量を基準地点柏原において5,200m³/secとして、これを河道に配分する。</p> <p style="text-align: center;">基本高水のピーク流量等一覧表</p> <p style="text-align: right;">(m³/sec)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量</th> <th>ダムによる調節流量</th> <th>河道への配分流量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和川</td> <td>柏原</td> <td>5,200</td> <td>0</td> <td>5,200</td> </tr> </tbody> </table>					河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	ダムによる調節流量	河道への配分流量	大和川	柏原	5,200	0	5,200	<p>2. 河川の整備の基本となるべき事項</p> <p>(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項</p> <p>基本高水は、平成7年7月洪水や昭和57年8月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点柏原において5,200m³/secとする。このうち流域内の洪水調節施設により400m³/sを調節して、河道への配分流量を4,800 m³/secとする。</p> <p style="text-align: center;">基本高水のピーク流量等一覧表</p> <p style="text-align: right;">(m³/sec)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水のピーク流量</th> <th>洪水調節施設による調節流量</th> <th>河道への配分流量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和川</td> <td>柏原</td> <td>5,200</td> <td>400</td> <td>4,800</td> </tr> </tbody> </table>					河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量	大和川	柏原	5,200	400	4,800
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	ダムによる調節流量	河道への配分流量																									
大和川	柏原	5,200	0	5,200																									
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量																									
大和川	柏原	5,200	400	4,800																									

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
<p>(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項</p> <p>計画高水流量は、下永地点において $650\text{m}^3/\text{sec}$ とし、佐保川、曾我川等の支川を合わせ、王寺地点において $3,400\text{m}^3/\text{sec}$、さらに、石川の合流後、柏原において $5,200\text{m}^3/\text{sec}$ とし、その下流では河口まで同流量とする。</p> <p style="text-align: center;">大和川計画高水流量図</p>	<p>(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項</p> <p>計画高水流量は、佐保川合流前において $700\text{m}^3/\text{sec}$ とし、佐保川、曾我川等の支川を合わせ、王寺地点において $3,200\text{m}^3/\text{sec}$、さらに、石川の合流後、柏原において $4,800\text{m}^3/\text{sec}$ とする。柏原より下流においては、東除川、西除川の合流後において $5,200\text{m}^3/\text{sec}$ とし、河口まで同流量とする。</p> <p style="text-align: center;">大和川計画高水流量図</p> <p style="text-align: right;">(単位: m^3/s)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例</p> <p>■: 基準地点</p> <p>●: 主要地点</p> </div>

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）																																																																													
<p>3. 河川工事の実施に関する事項</p> <p>(1) 主要な地点における計画高水位、計画横断形、その他河道計画に関する重要な事項</p> <p>イ. 計 画 高 水 位</p> <p>本水系の主要な地点における計画高水位は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">主要な地点における計画高水位一覧表</p> <table border="1" data-bbox="152 754 1097 1377"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口からの距離(km)</th> <th>計画高水位 T.P(m)</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和川</td> <td>板 東</td> <td>35.8</td> <td>43.97</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>王 寺</td> <td>29.2</td> <td>38.43</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>柏 原</td> <td>17.0</td> <td>20.82</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>松 屋</td> <td>1.0</td> <td>(6.80) 2.52</td> <td>() は計 画高潮堤高</td> </tr> <tr> <td>佐保川</td> <td>長 安 寺</td> <td>大和川合流点から 2.0</td> <td>46.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>曾我川</td> <td>保 田</td> <td>〃 0.8</td> <td>43.44</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石 川</td> <td>道 明 寺</td> <td>〃 0.72</td> <td>23.65</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) T.P は東京湾中等潮位</p>	河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位 T.P(m)	適用	大和川	板 東	35.8	43.97		〃	王 寺	29.2	38.43		〃	柏 原	17.0	20.82		〃	松 屋	1.0	(6.80) 2.52	() は計 画高潮堤高	佐保川	長 安 寺	大和川合流点から 2.0	46.30		曾我川	保 田	〃 0.8	43.44		石 川	道 明 寺	〃 0.72	23.65		<p>(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項</p> <p>本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1155 754 2107 1268"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>※1 河口または合流点からの距離(km)</th> <th>計画高水位 (T.P.m)</th> <th>川幅 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大和川</td> <td>板 東</td> <td>35.8</td> <td>43.97</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>王 寺</td> <td>29.2</td> <td>38.43</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>柏 原</td> <td>17.0</td> <td>20.82</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>河 口</td> <td>0.6</td> <td>※2 3.90</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>佐保川</td> <td>番 条</td> <td>合流点から 4.0</td> <td>48.42</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>曾我川</td> <td>保 田</td> <td>合流点から 0.8</td> <td>43.44</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>石 川</td> <td>道明寺</td> <td>合流点から 0.8</td> <td>23.65</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) T.P は東京湾中等潮位</p> <p>※1 基点からの距離</p> <p>※2 計画高潮位</p>	河川名	地点名	※1 河口または合流点からの距離(km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)	大和川	板 東	35.8	43.97	90	王 寺	29.2	38.43	140	柏 原	17.0	20.82	200	河 口	0.6	※2 3.90	520	佐保川	番 条	合流点から 4.0	48.42	70	曾我川	保 田	合流点から 0.8	43.44	70	石 川	道明寺	合流点から 0.8	23.65	150
河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位 T.P(m)	適用																																																																										
大和川	板 東	35.8	43.97																																																																											
〃	王 寺	29.2	38.43																																																																											
〃	柏 原	17.0	20.82																																																																											
〃	松 屋	1.0	(6.80) 2.52	() は計 画高潮堤高																																																																										
佐保川	長 安 寺	大和川合流点から 2.0	46.30																																																																											
曾我川	保 田	〃 0.8	43.44																																																																											
石 川	道 明 寺	〃 0.72	23.65																																																																											
河川名	地点名	※1 河口または合流点からの距離(km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)																																																																										
大和川	板 東	35.8	43.97	90																																																																										
	王 寺	29.2	38.43	140																																																																										
	柏 原	17.0	20.82	200																																																																										
	河 口	0.6	※2 3.90	520																																																																										
佐保川	番 条	合流点から 4.0	48.42	70																																																																										
曾我川	保 田	合流点から 0.8	43.44	70																																																																										
石 川	道明寺	合流点から 0.8	23.65	150																																																																										

大和川水系工事実施基本計画と大和川水系河川整備基本方針（案）の対比表

大和川水系工事実施基本計画	大和川水系河川整備基本方針（案）
<p>(3) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p> <p>大和川における水利用としては、柏原から下流において、農業用水として約 1.22m³/sec、上水道用水として 0.69m³/sec、工業用水として 0.90m³/sec、合計 2.81m³/sec である。</p> <p>これに対して、柏原における過去 10 ヶ年間の平均低水流量は 6.2m³/sec 平均渇水流量は 1.5m³/sec であり、渇水時には不足をきたしている現状である。</p> <p>流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、すでに河川水質が悪化し、生活環境上重大な問題となっているので、早急に総合的な対策を調査、検討のうえ、決定するものとする。</p>	<p>(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p> <p>大和川の柏原地点から下流における既得水利は、工業用水として約 0.04m³/s である。</p> <p>これに対し、柏原地点における昭和 49 年～平成 18 年の 33 ヶ年のデータのうち欠測を除く平均低水流量は約 9.9m³/s、平均渇水流量は約 5.5m³/s、10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は約 2.9m³/s である。</p> <p>柏原地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、7 月～9 月は概ね 4m³/s、10 月～6 月は概ね 6m³/s とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利流量の変更に伴い、当該流量は増減するものである。</p>

位置図



(参考図) 大和川水系図

